

○厚生労働省令第百三十六号 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和八年九月一日 予防接種実施規則の一部を改正する省令 予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	
改正後	改正前
（説明と同意の取得） 第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副	
（説明と同意の取得） 第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副	

この省令は、公布の日から施行する。	2 （略） 反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、同意を得なければならない。この場合において、予防接種を行う者は、被接種者又はその保護者による同意の有無を電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）として記録しなければならない。ただし、被接種者又はその保護者が書面により同意の有無を示したときは、この限りでない。
	2 （略） 反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。